

様式第 1 7 法第49条第 4 項第 8 号関係（特別地域内工作物の新築の許可等）

自然公園法第 20 条第 3 項の許可等に関する事項

行為者 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56 番地 2
南三陸町長 佐藤 仁
及び泊浜地区移転予定者 8 名

目	的	東日本大震災により被災した泊浜地区住民の住宅再建、それに伴う防災集団移転促進事業を活用した敷地造成。
場	所	宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭79番地外
行為地及びその付近の状況		行為地は県道泊崎半島線の東に位置する標高25m～36mの西斜面であり、農地及び雑木からなる自然林である。また、行為地周辺に被災を免れた既存集落が隣接し、生業の場でもある泊浜漁港へも容易にアクセス可能である。
工 作 物 の 種 類		建築物等 戸建住宅(敷地面積 1 戸当たり約330㎡)：2 階建以下× 8 戸
施 行 方 法		(別紙 1 に記載)
施 行 後 の 周 辺 の 取 扱		工事の施工は行為地内のみで実施し、周辺での仮設工等は予定していない。
予 定 日	着	手 (別紙 2 に記載)
	完	了 (別紙 2 に記載)
備	考	○他法令の手続き状況 ・ 防災集団移転促進事業計画（国土交通大臣の同意みなし） （当初：平成24年10月、変更：平成27年1月（予定）） ・ 農地転用（復興整備計画公表）：平成26年3月） ・ 公共施設管理者：協議済 （県道泊崎半島線：県気仙沼土木事務所） ○土地所有関係 ・ 南三陸町が防災集団移転促進事業敷地として取得 ○その他 ・ 南三陸町が防災集団移転促進事業を活用し敷地造成、個人で住宅建築を行う。

(別紙 1) 施行方法

規模	
構造	別紙 3 「まちづくりルール」 に記載
主要材料	
外部の仕上げ及び色彩	
関連行為の概要	①伐採樹木 雑木他：約 850 本 (伐採面積約 15,500 m²、伐採材積約 150 m³) ②敷地造成 造成面積：約 14,700 m² 切土面積：約 5,700 m² 盛土面積：約 9,000 m² ③施設整備 団地内道路 舗装：アスファルト舗装 幅員：約 5～6m 延長：約 510m 法面 植生基材吹付： (t=3cm 約 5,700 m²) 擁壁 積ブロック： (高さ：H=0.5～3.9m、延長：L=25m) L 型擁壁(宅地)： (高さ：H=1.05～1.6m、延長：L=153.3m) L 型擁壁(道路)： (高さ：H=2.0～4.75m、延長：L=32m) 補強土壁： (高さ：H=5.5～7.5m、延長：L=78m) 重力式擁壁： (高さ：H=0.0～0.65m、延長：L=20.5m) 道路側溝 幅 300×高 300：約 510m (両側側溝) 水道管 ポリエチレンφ75：約 107m ポリエチレンφ50：約 92m 地下式消火栓 N=1.0 基 ④残土処理 切土量：約 14,000 m³ 盛土量：約 29,700 m³ 不足土：約 15,700 m³ ⑤工事用仮設物 工事用仮設資材置場等は、近隣の特別地域外に設置

(別紙2) 泊浜地区 防災集団移転促進事業スケジュール

項 目			平成25年度												平成26年度												平成27年度															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月										
高台住宅 再建	防 災 集団移転 促進事業	法定手続き 許認可等	10/15 復興整備協議会																																							
		地質調査																																								
		用地取得																																								
		計画・設計																																								
		施 工													造成工事開始												造成工事(約14か月)												建築工事開始			
			分譲宅地における建築工事(工事期間は、移転世帯による)																																							

別紙3 まちづくりルール

宮城県南三陸町の防災集団移転促進事業により整備される「泊浜団地」において、安全でうるおいのあるまちづくりを進めるため、まちづくりのルールを以下のように定める。

名 称		南三陸町泊浜地区 まちづくりルール
位 置		宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭 79 番地外 泊浜団地
面 積		約 1. 4 7 ha
まちづくりの目標		本地区は、東日本大震災により罹災した世帯が安全な高台への集団移転を行う地区であり、南三陸町が防災集団移転促進事業を活用して新たに整備する住宅地である。 本地区のまちづくりのルールは、質の高い住宅の建設を促進し、良好な住宅地の環境を形成し、保全する住宅団地の形成を図るとともに、緑に囲まれたうるおいのある住環境の形成を図ることを目標とする。
まちづくりの方針	土地利用の方針	地区の良好な居住環境の形成を目指し、周辺地区の環境保全に配慮しながら、住宅を中心とした土地利用を誘導する。 沿道緑化等を推進し、戸建住宅地としての良好なまちなみ形成を図る。
	建築物等の整備の方針	1. 良好で健全な住環境に配慮した市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2. 敷地の分割や細分化により、建物が密集し、住環境の低下を防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. うるおいのある緑豊かな街並み景観やゆとりある市街地の形成のため、壁面の位置の制限を定める。 4. 地区の特性に応じた街並み景観を実現し、良好な市街地環境の確保を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。 5. 地区の特性に応じた街なみ景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。 6. 沿道緑化の推進を図るとともに、地震時のブロック塀等の倒壊による災害を防ぐため、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	1. うるおいのある緑豊かな街並み景観の形成を図るため、緑化を推進する。 2. 良好な市街地環境を図るため、資材置場、廃材置場、著しい振動若しくは騒音・悪臭・粉塵などにより付近の住環境を害するおそれのある施設等の土地利用を避ける。

まちづくり計画（ルール）	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 一戸建ての住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に規定するもの。 3. 診療所兼用住宅 4. 旅館兼用住宅 5. 漁業用住宅 6. ゴミ集積所
		建築物の容積率の最高限度	10分の20（都市計画法に基づく第一種住居地域程度）
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6（都市計画法に基づく第一種住居地域程度）
		建築物の敷地面積の最低限度	325㎡（建築敷地としての敷地分割の禁止） ただし、町長が良好な居住環境を害するおそれがないと認める土地についてはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度	13m 建物の階数は2以下とする。
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、以下に掲げるものについては適用しない。 (1) 軒、庇、手すり、戸袋、床面積に算入されない出窓 (2) 外壁の開口部に設ける扉又は窓で外開きの部分
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、又は屋根の色彩は刺激的な色を基調とせず、周辺環境に配慮した落ち着いた色のある色調とする。 2. 美観・風致を損なう恐れのある刺激的な屋外広告物や光源等を設置してはならない。
	垣又はさくの構造の制限		道路等に面して設ける垣又はさくは、生垣又はネットフェンス、鉄柵とし、これらの併用は妨げない。ただし、高さが0.6m以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造またはこれらに類する構造とすることができる。

このまちづくりルールは、本地区が指定されている「南三陸金華山国定公園」の特別地域（第3種）において、防災集団移転促進事業による住宅団地開発と居住者の住宅建設を実施するため定めるものである。

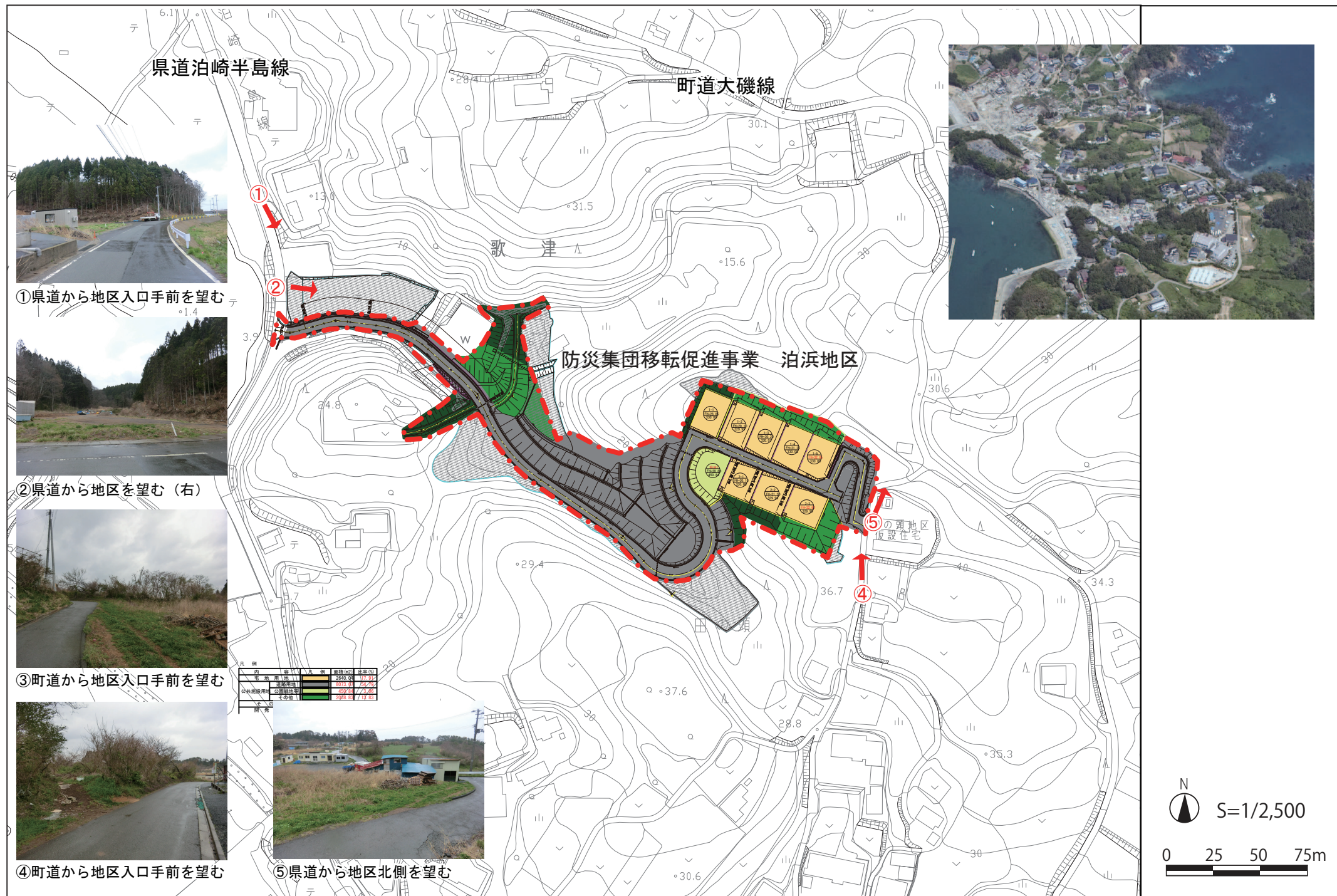
地形図



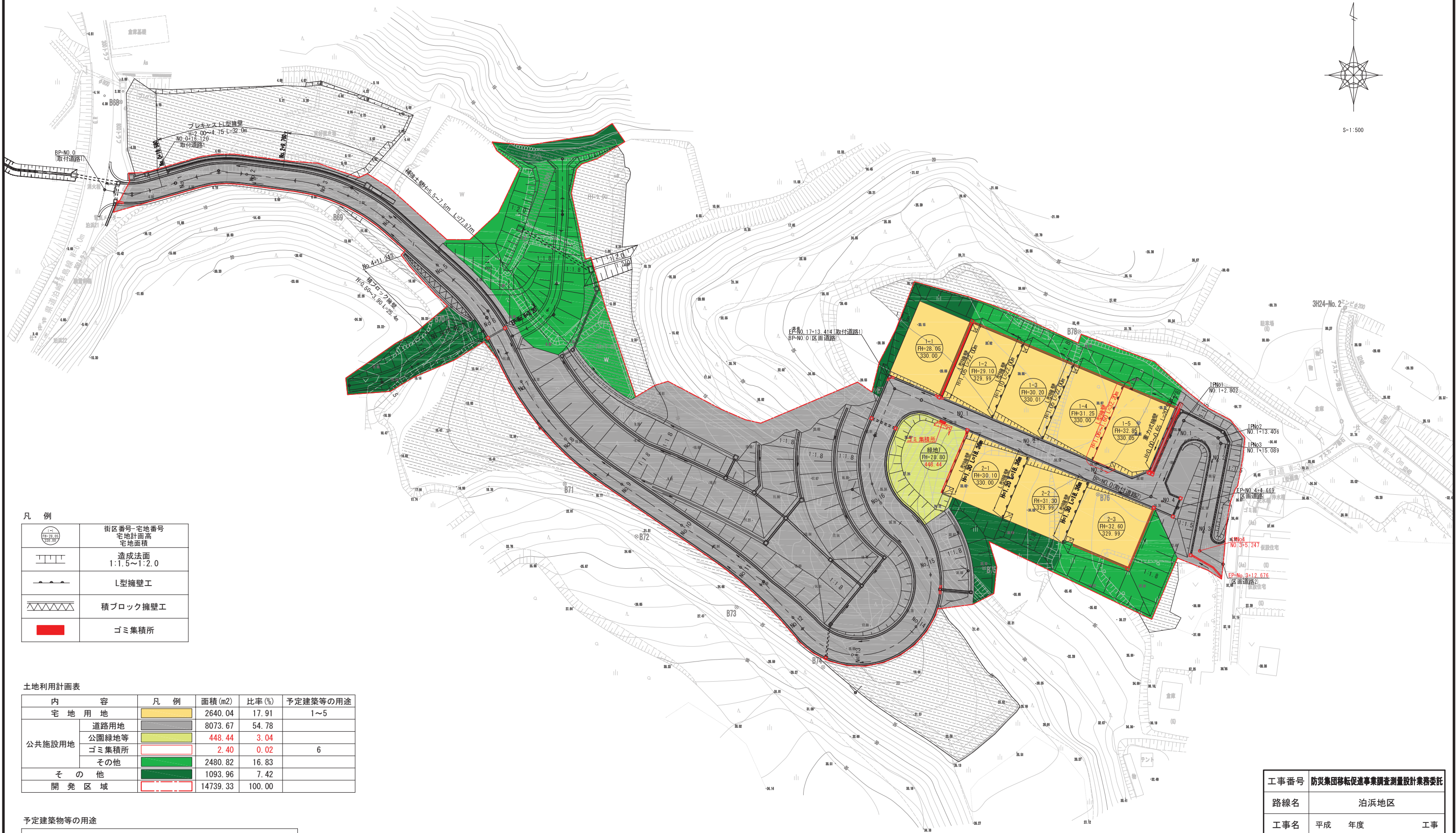
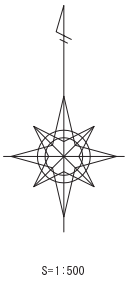
凡 例	
	事業区域
	浸水区域
	移転促進区域 泊浜A区域、B区域

 S=1/10,000

概況図



土地利用計画平面図
S=1:500



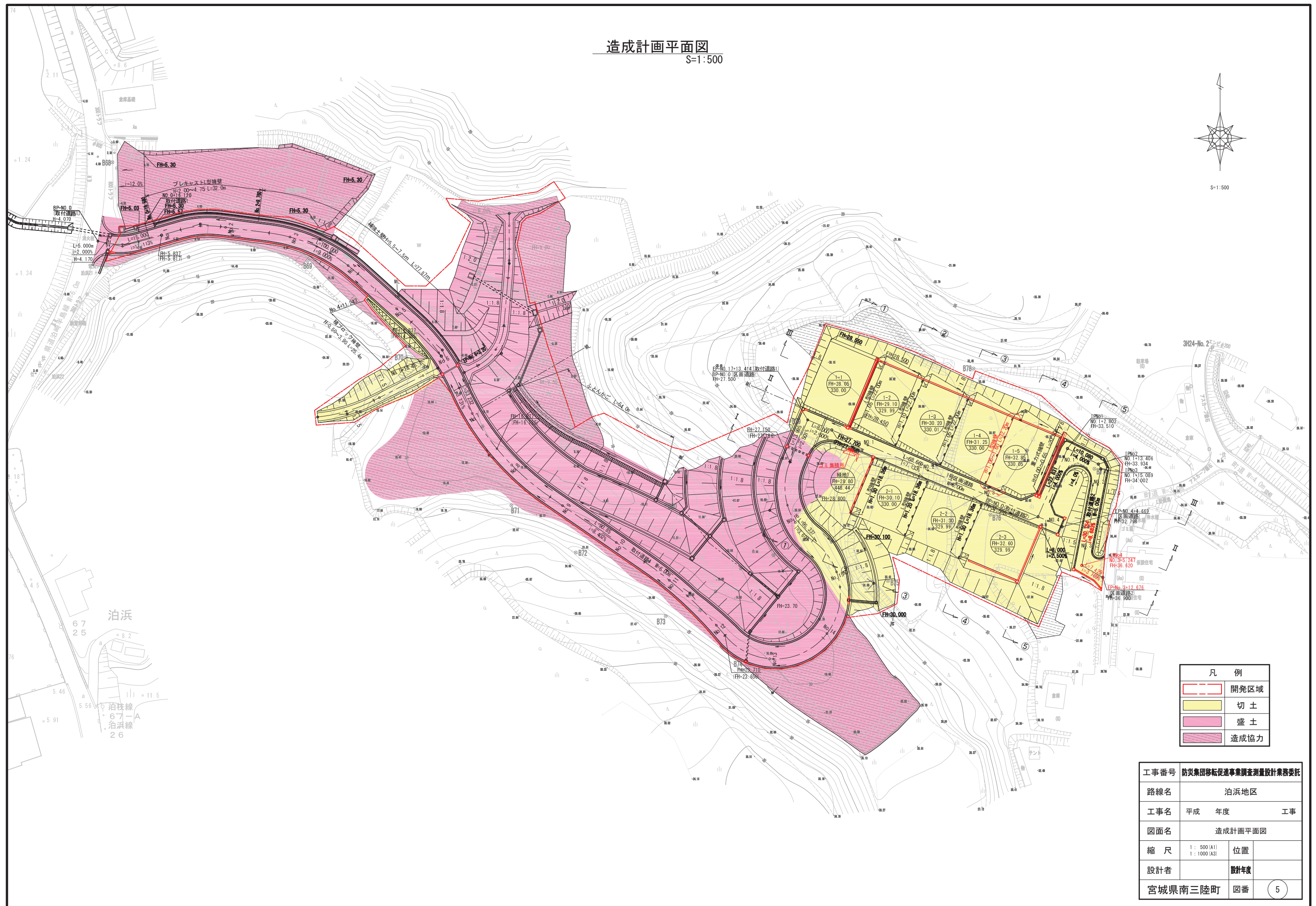
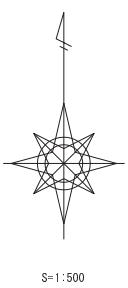
	街区番号-宅地番号 宅地計画高 宅地面積
	造成法面 1:1.5~1:2.0
	L型擁壁工
	積ブロック擁壁工
	ゴミ集積所

土地利用計画表				
内 容	凡 例	面積(m2)	比率(%)	予定建築等の用途
宅 地 用 地		2640.04	17.91	1~5
		8073.67	54.78	
		448.44	3.04	
		2.40	0.02	
		2480.82	16.83	6
公共施設用地		1093.96	7.42	
そ の 他		14739.33	100.00	

- 予定建築物等の用途
- 1 一戸建ての住宅
 - 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に規定するもの。
 - 3 診療所兼用住宅
 - 4 旅館兼用住宅
 - 5 漁業用住宅
 - 6 ゴミ集積所

工事番号	防災集団移転促進事業調査測量設計業務委託		
路線名	泊浜地区		
工事名	平成	年度	工事
図面名	土地利用計画平面図		
縮 尺	1 : 500 (A1) 1 : 1000 (A3)	位置	
設計者		設計年度	
宮城県南三陸町	図番	4	

造成計画平面図
S=1:500



凡 例	
	開発区域
	切 土
	盛 土
	造成協力

工事番号	防災集団移転促進事業調査測量設計業務委託		
路線名	泊浜地区		
工事名	平成	年度	工事
図面名	造成計画平面図		
縮 尺	1 : 500 (A1) 1 : 1000 (A3)	位置	
設計者		設計年度	
宮城県南三陸町	図番	5	